

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 21 年 3 月 31 日・東京都条例第 45 号

1 概要

(1) 改正理由

東京を緑あふれる都市に再生するため、開発許可制度の強化を図るほか、規定を整備する必要がある

(2) 改正内容

ア 開発の許可等

既存樹木等の保護の検討を開発の許可等の要件に追加

イ 緑地等の管理義務

開発の許可等を受けた者に対する緑地等管理計画書及び緑地等管理状況報告書の作成・提出の義務等について規定

ウ 勧告

緑地等管理計画書及び緑地等管理状況報告書の未提出者に対する提出の勧告について規定

エ 罰則

完了届の未提出者に対する過料について規定

オ その他規定整備

(ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 80 条→第 125 条第 1 項

(イ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 4 項→第 238 条の 4 第 7 項

2 施行日

平成 21 年 10 月 1 日

ただし、1 (2) オ その他規定整備に係るものは、公布の日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部計画課計画係

直通 03-5388-3548

内線 42-631